

青森県報

第七百十五号

令和六年
一月二十四日
(水曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障 害 福 祉 課) ……一
- 保安林の指定予定……………(林 政 課) ……二
- 土地改良区の役員の退任……………(三 八 地 域 民 局) ……二

出先機関

告 示

青森県告示第三十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和六年一月二十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県告示第三十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五条の十第一号の規定により公示する。

令和六年一月二十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	指定居宅サービス事業者
大鰐町	南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館五の三	
訪問看護	居宅サービスの種類	
大鰐町訪問看護ステーション	大鰐町訪問看護ステーション	
名 称	事 業 所	
所 在 地	所 在 地	
南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田四〇の四	南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田四〇の四	
指 定 年 月 日	指 定 年 月 日	
令和六・二・一	令和六・二・一	

青森県告示第三十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和六年一月二十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	指定介護予防サービス事業者
大鰐町	南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館五の三	
介護予防サービスの種類	介護予防	
訪問看護	訪問看護	
名 称	事 業 所	
所 在 地	所 在 地	
大鰐町訪問看護ステーション	南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田四〇の四	
指 定 年 月 日	指 定 年 月 日	
令和六・二・一	令和六・二・一	

指定障害福祉サービス事業者	名称	株式会社レイス	主たる事務所の所在地	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢四の二六	障害福祉サービスの種類	就労継続支援B型	障害福祉サービスを行う所	名称	CROSS	所在地	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢四の五七	指定期月日	令和六・二・一
---------------	----	---------	------------	--------------------	-------------	----------	--------------	----	-------	-----	--------------------	-------	---------

青森県告示第三十五号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和六年一月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 三戸郡新郷村大字西越字上ノ平八三、九七、一一九、一二六の一、一二七の一、一二七の二、字佐野平六七、一〇九、一一〇の一、一一〇の二
 - 二 保安林指定の目的
 - 水源の涵養
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、馬淵川土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和六年一月二十四日

三八地域県民局長 菅 孝

理事	役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
清水端 政男			八戸市大字田面木字下田面木二〇の一	令和五・三・三〇

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭